

規則に基づく院内掲示ウェブサイトへの掲載

当院は厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

医院管理者；理事長 谷藤典子

従事する医師；院長 谷藤典子

中島理子・浅野泰彦・西城精一・服部匡志

指定医療機関等

国民健康保険療養取扱機関

健康保険医療機関

労災保険指定医療機関

難病指定医療機関

生活保護法指定医療機関

夜間・早朝等加算

当院は、診療時間を定めています。平日18時以降、土曜日12時以降、日曜日及び祝日に関しては、夜間早朝等加算(初診、再診ともに)50点を所定点数に加算します。

明細書発行体制等加算

当院では、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査・手術等の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

時間外対応加算 1

当院では再診時に時間外対応加算 1 を算定させていただいております
それにより標榜時間外において常時、当院通院中の患者様からの電話等によるお問い合わせに応じます。
ご連絡は019-646-2227にお願いします。場合によってはクリニックの携帯電話へお電話をお願いすることもあります。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者様に適切に医薬品を提供します。ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。マイナンバーカードの利用や問診票等を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。現行の保険証の新規発行が終了する令和6年12月から初診時、再診時ともに点数がマイナンバーの利用の有無にかかわらず、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

令和6年12月～

- | | |
|---------------|--------------------|
| 【初診時】医療情報取得加算 | 1点 |
| 【再診時】医療情報取得加算 | 1点（3ヵ月に1回の算定となります） |

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用のために受信の方の診療にかかる費用は次のとおりです。

- | | |
|----------------|------|
| 【初診料】 | 291点 |
| 【再診料】 | 75点 |
| 【コンタクトレンズ検査料1】 | 200点 |

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診療料を算定いたします。

診療医師名；谷藤典子 眼科診療経験 1998年から眼科診療

診療医師名；中島理子 眼科診療経験 1987年から眼科診療

診療医師名；浅野泰彦 眼科診療経験 2002年から眼科診療

情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）

当院では情報通信機器（ビデオ通話等）による診療を行っております。

オンライン診療時、治療に必要な情報が得られなければ投薬治療は行いません。

またオンライン初診時において向精神薬の処方を行いません。医師の判断により対面診療が必要となる場合がございますので予めご了承ください。

他施設基準届け出済

緑内障手術 流出路再建術（眼内法）

緑内障手術 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術

緑内障手術 濾過胞再建術（needle法）

毛様体光凝固術 眼内内視鏡を用いるもの

入院基本料について

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている医療機関です。

施設基準に関する事項

* 有床診療所入院基本料1：当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

*** 夜間看護配置加算 2**

当該診療所における夜間の看護職員の数が、1名以上勤務しています。

*** 看護補助配置加算 1**

当該診療所における看護補助者の数が、2名以上勤務しています。

* 室料差額料金について（1日につき）

部屋番号	内 容	料 金（税込み）
101	個室（トイレ・洗面）	4,180円
112	個室	3,300円
102・108	個室	2,750円
106・107	2人室	1,430円
103・105	3人室・4人室	0円
110・115	2人室	

※24時間を区切りとして1日単位で（1泊2日の入院の場合は2日分）の料金がかかります。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）・入院ベースアップ評価料 8

当院は厚生労働大臣が定めた医療従事者の人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届け出しております。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

外来：初診時 6点 再診時 2点

入院：1日につき 8点

付記

1. 上記に示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合にはその旨をお申し出ください。お申し出がない場合は、同意が得られたものいたします。また、同意および留保は患者さまの申し出により、いつでも変更することが可能です。

2. 学会、症例検討、医学誌等への発表は、個人を識別・特定できない状態で行い、匿名困難な場合は、患者さま本人の同意を得ることとします。

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術の選定療養に関するお知らせ

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

多焦点眼内レンズ種類	金 額（税込み）
Alcon Clareon Vivity	片眼：275,000円
Alcon Clareon VivityToric	片眼：308,000円
Alcon Clareon PanOptix	片眼：275,000円
Alcon Clareon PanOptix Toric	片眼：308,000円
AMO Odyssey	片眼：302,500円
AMO Odyssey Toric	片眼：335,500円
AMO PuerSee	片眼：302,500円
AMO PuerSee Toric	片眼：335,500円
HOYA Gemetoric	片眼：264,000円
HOYA Gemetoric Toric	片眼：297,000円
HOYA Gemetoric Plus	片眼：264,000円
HOYA Gemetoric Toric Plus	片眼：264,000円

選定療養とは、患者さんご自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、その分の費用は全額自己負担となります。令和2年4月より、術後の眼鏡装用率の軽減を目的とした多焦点眼内レンズを使用する白内障手術は、厚生労働省が定める選定療養の対象となりました。

当院は多焦点眼内レンズの白内障手術を行なう医療機関として届出をしています。多焦点眼内レンズの対象となる患者さんには診察時に詳細をご説明致します。

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術の費用

多焦点眼内レンズに
かかる費用

白内障手術の費用

選定療養
(全額自己負担)

医療保険で給付

患者様には、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます

2025年6月1日 院長